



令和4年12月23日（金）

【照会先】

福井労働局職業安定部職業対策課

課長 谷口 敏樹

課長補佐 田中 和行

地方障害者雇用担当官 自閑 博幸

電話 (0776) 26-8613

## 令和4年 障害者雇用状況の集計結果

福井労働局（局長 田原 孝明）は、このほど、県内民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.3%）以上、また、公的機関などに対しては、常時雇用する職員の一定割合（法定雇用率、公的機関などの場合は2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、令和4年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、当局が障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

### 【集計結果の主なポイント】

#### <民間企業>（43.5人以上規模の企業、法定雇用率2.3%）（第1～4表）

○法定雇用率達成企業の割合は58.2%と昨年度を0.6ポイント上回った。

○雇用障害者数、実雇用率とも、昨年度を下回った。

- ・雇用障害者数は2,959.0人、対前年比1.97%（59.5人）減少。
- ・実雇用率2.48%（対前年比0.05ポイント低下）。

#### <公的機関>（法定雇用率2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）（第5～6表）

○法定雇用率達成機関が前年度より増加。（27機関中22機関達成）

- ・知事部局：雇用障害者数128.5人（131.5人）、実雇用率2.91%（3.05%）
- ・県教育委員会：雇用障害者数150.0人（108.0人）、実雇用率2.73%（1.96%）
- ・県警察本部：雇用障害者数16.5人（17.5人）、実雇用率4.05%（4.16%）
- ・市町：雇用障害者数293.0人（275.0人）、実雇用率2.64%（2.48%）

※（）内は前年の値

#### <地方独立行政法人など>（法定雇用率2.6%）（第5表）

○実雇用率は対前年を下回るも雇用不足なし。

- ・雇用障害者数4.0人（6.0人）、実雇用率2.27%（3.48%）

※（）内は前年の値

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### （1）雇用されている障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合（第1表）

#### ①対象企業数

2.3%の法定雇用率が適用される民間企業（法定常用労働者数43.5人以上規模の企業）の数は771社で、前年より6社増加（対前年比0.78%増）した。

#### ②雇用されている障害者の数

雇用されている障害者の数は、2,959人で、前年より59.5人減少（対前年比1.97%減）した。雇用者のうち、身体障害者は32.0人減（同1.95%減）、知的障害者は22.5人減（同3.01%減）、精神障害者は5.0人減（同0.79%減）した。

#### ③実雇用率

実雇用率は、2.48%（対前年比0.05ポイント減）となった。  
法定基礎労働者数は前年より250人増加した。

#### ④法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業の割合は58.2%で、前年より0.6ポイント増加（前年57.6%）した。  
達成企業数は449社（前年441社）8社増加した。

○なお、全国の実雇用率は、2.25%（前年2.20%）で、法定雇用率達成企業の割合は、48.3%（前年47.0%）であった。

### （2）企業規模別の状況（第2表）

#### ①雇用されている障害者の数

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、「100～300人未満」（268社、全企業の34.8%）で1,091.5人と最も多く、次いで「43.5～100人未満」（432社、全企業の56.0%）で649.0人、「1,000人以上」（10社、全企業の1.3%）で605.5人となっている。

#### ②実雇用率

実雇用率は、「100～300人未満」で2.65%と最も高く、次いで、「1000人以上」で2.52%、「300～500人未満」で2.51%となっている。

一方、「500～1,000人未満」で2.07%と、法定雇用率を下回っている。

#### ③法定雇用率達成企業割合

法定雇用率達成企業割合は、「300～500人未満」で65.9%と最も高く、次いで「1,000人以上」で60.0%、「100～300人未満」で59.3%となっている。

一方、「500～1,000人未満」で40.0%、「43.5～100人未満」で57.6%と、平均値（58.2%）を下回っている。

### (3) 産業別状況 (第3表)

#### ①雇用されている障害者の数

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「製造業」(238社、全企業の30.9%)で975.0人と最も多く、次いで「医療・福祉」(163社、全企業の21.1%)で798.5人、「卸売、小売業」(130社、全企業の16.9%)で、496.0人となっている。

#### ②実雇用率

実雇用率は、「農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業」で5.33%と最も高く、次いで、「医療・福祉」で4.02%、「生活関連サービス・娯楽業」で2.91%となっている。

一方、実雇用率が低い産業は、「学術研究、専門・技術サービス業」で1.33%、「建設業」で1.44%となっている。

## 2 地方公共団体における在職状況

### (1) 福井県の機関 (第5表)

#### ①福井県知事部局 (法定雇用率2.6%)

在職している障害者の数は128.5人で、前年より3人減少(対前年比2.3%減)しているが、実雇用率は2.91%と法定雇用率を達成している。

#### ②福井県警察本部 (法定雇用率2.6%)

在職している障害者の数は16.5人で、前年より1.0人減少(対前年比5.7%減)しているが、実雇用率は4.05%と法定雇用率を達成している。

#### ③福井県教育委員会 (法定雇用率2.5%)

在職している障害者の数は150.0人で、前年より42人増加(対前年比38.9%増)し、実雇用率は2.73%(同0.77ポイント増)で、法定雇用率を達成している。

### (2) 市町などの機関 (第5・6表)

#### ①市町などの機関 (法定雇用率2.6%)

福井県内各市町の機関(23機関)に在職している障害者の数は293.0人で、前年より18人増加(対前年比6.5%増)しており、実雇用率は2.64%(同0.16ポイント増)となっている。

23機関中5機関が法定雇用率未達成となっている。

## 3 地方独立行政法人などにおける雇用状況

### (1) 地方独立行政法人 (第5表)

#### ①福井県立大学 (法定雇用率2.6%)

在籍している障害者の数は4.0人で、前年より2.0人減少(対前年比33.3%減)しており、実雇用率は2.27%(同1.21ポイント減)となったが、法定雇用率は達成している。

第1表 障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

企業数	常用雇用労働者数	法定基礎労働者数	ア. 身体障害者数	イ. 知的障害者数	ウ. 精神障害者数	計 (ア+イ+ウ)	実雇用率	達成企業数	達成企業割合
社	人	人	人	人	人	人	%	社	%
771	125,614.5	119,494.5	1,609.5	725.0	624.5	2,959.0	2.48	449	58.2
前年値 765	125,396.5	119,244.5	1,641.5	747.5	629.5	3,018.5	2.53	441	57.6

- (注)1. 「法定基礎労働者数」とは、常用雇用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. 「計」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
- ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

第2表 規模別障害者雇用状況

令和4年6月1日現在

項目 規模別(人)	企業数	法定基礎労働者数	障害者数							合計 ③+⑥+⑦	(雇用率)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			
合計	771	119,494.5	905.0	704.5	1,609.5	188.0	537.0	725.0	624.5	2,959.0	2.48	58.2
43.5~100人未満	432	27,616.0	177.0	158.0	335.0	25.0	128.5	153.5	160.5	649.0	2.35	57.6
100~300人未満	268	41,144.0	295.0	257.5	552.5	125.0	206.5	331.5	207.5	1,091.5	2.65	59.3
300~500人未満	41	13,686.0	103.0	77.5	180.5	22.0	64.5	86.5	76.0	343.0	2.51	65.9
500~1,000人未満	20	13,053.0	119.0	78.0	197.0	6.0	22.0	28.0	45.0	270.0	2.07	40.0
1,000人以上	10	23,995.5	211.0	133.5	344.5	10.0	115.5	125.5	135.5	605.5	2.52	60.0

- (注)1. 第1表と同じ
2. 規模区分は、除外率による控除を行う前の常用労働者数による。

第3表 産業別障害者雇用状況

令和4年6月1日現在

項目 産業別	企業数	法定基礎労働者数	障害者数							合計 ③+⑥+⑦	(雇用率)	達成企業の割合
			① 重度身体障害者数	② 重度以外の身体障害者数	③ 小計 ①+②	④ 重度知的障害者数	⑤ 重度以外の知的障害者数	⑥ 小計 ④+⑤	⑦ 精神障害者数			
合計	771	119,494.5	905.0	704.5	1,609.5	188.0	537.0	725.0	624.5	2,959.0	2.48	58.2
農・林・漁・鉱・採石・砂利採取業	2	122.0	5.0	1.0	6.0	0.0	0.5	0.5	0.0	6.5	5.33	100.0
建設業	34	2,699.5	11.0	19.0	30.0	0.0	1.0	1.0	8.0	39.0	1.44	61.8
製造業	238	44,874.0	307.0	271.5	578.5	43.0	183.5	226.5	170.0	975.0	2.17	61.8
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00
情報通信業	23	3,595.5	31.0	10.0	41.0	0.0	0.5	0.5	17.0	58.5	1.63	60.9
運輸・郵便業	38	4,115.5	21.0	22.0	43.0	2.0	36.0	38.0	33.0	114.0	2.77	52.6
卸売・小売業	130	22,560.5	139.0	137.0	276.0	5.0	81.5	86.5	133.5	496.0	2.20	43.8
金融・保険業	11	3,642.0	38.0	12.0	50.0	4.0	2.0	6.0	17.0	73.0	2.00	45.5
不動産業・物品賃貸業	6	586.0	2.0	6.0	8.0	0.0	2.0	2.0	1.0	11.0	1.88	33.3
学術研究、専門・技術サービス業	12	1,091.5	6.0	7.0	13.0	0.0	1.0	1.0	0.5	14.5	1.33	41.7
宿泊・飲食サービス業	22	1,871.0	14.0	7.5	21.5	2.0	7.5	9.5	6.0	37.0	1.98	54.5
生活関連サービス・娯楽業	22	2,595.5	28.0	15.5	43.5	7.0	16.5	23.5	8.5	75.5	2.91	63.6
教育・学習支援業	9	1,102.0	13.0	3.0	16.0	0.0	0.0	0.0	5.0	21.0	1.91	55.6
医療・福祉	163	19,865.5	200.0	130.5	330.5	125.0	174.5	299.5	168.5	798.5	4.02	70.6
複合サービス事業	5	3,848.0	33.0	12.5	45.5	0.0	16.0	16.0	6.5	68.0	1.77	20.0
サービス業	56	6,926.0	57.0	50.0	107.0	0.0	14.5	14.5	50.0	171.5	2.48	51.8

(注)第1表と同じ

第4表 障害者雇用状況の推移

区分 年度	企業数	法定基礎 労働者数(人)	障害者数(人)		雇用率(%)	雇用率達成 事業所	達成事業所 の比率(%)
				うち身体障害者数			
昭和 49	303	67,132.0	852.0	852.0	1.27	173	57.1
50	275	58,356.0	740.0	740.0	1.27	175	63.7
51	266	51,629.0	774.0	774.0	1.50	161	60.5
52	300	57,499.0	831.0	831.0	1.45	180	60.0
53	279	55,054.0	826.0	826.0	1.50	166	59.5
54	298	57,332.0	816.0	816.0	1.42	166	55.7
55	306	59,108.0	899.0	899.0	1.52	169	55.2
56	331	60,976.0	1,037.0	1,037.0	1.70	223	67.4
57	342	63,908.0	1,119.0	1,119.0	1.75	238	69.6
58	338	63,500.0	1,087.0	1,087.0	1.71	226	66.9
59	351	65,643.0	1,107.0	1,107.0	1.69	230	65.5
60	381	68,827.0	1,143.0	1,143.0	1.66	234	61.4
61	381	69,836.0	1,120.0	1,120.0	1.60	240	63.0
62	374	69,270.0	1,103.0	1,103.0	1.59	229	61.2
63	411	71,316.0	1,225.0	1,132.0	1.72	255	62.0
平成 元	420	72,979.0	1,239.0	1,137.0	1.70	263	62.6
2	438	76,333.0	1,273.0	1,144.0	1.67	272	62.1
3	439	77,571.0	1,277.0	1,153.0	1.65	261	59.5
4	438	79,058.0	1,321.0	1,192.0	1.67	263	60.0
5	436	79,249.0	1,319.0	1,176.0	1.66	257	58.9
6	447	78,725.0	1,396.0	1,192.0	1.77	266	59.5
7	437	77,084.0	1,421.0	1,155.0	1.84	270	61.8
8	439	78,054.0	1,414.0	1,134.0	1.81	261	59.5
9	462	80,966.0	1,435.0	1,163.0	1.77	267	57.8
10	446	80,622.0	1,398.0	1,113.0	1.73	253	56.7
11	489	81,682.0	1,471.0	1,141.0	1.80	243	49.7
12	492	81,443.0	1,489.0	1,109.0	1.83	247	50.2
13	482	80,970.0	1,513.0	1,110.0	1.87	245	50.8
14	473	78,719.0	1,461.0	1,044.0	1.86	234	49.5
15	460	75,931.0	1,433.0	1,005.0	1.89	232	50.4
16	495	81,595.0	1,470.0	1,047.0	1.80	250	50.5
17	501	83,091.0	1,523.0	1,067.0	1.83	256	51.1
18	523	85,915.0	1,637.0	1,118.0	1.91	271	51.8
19	549	89,815.0	1,761.5	1,184.0	1.96	282	51.4
20	548	90,342.0	1,824.5	1,219.0	2.02	294	53.6
21	548	89,056.0	2,000.5	1,267.0	2.25	306	55.8
22	537	88,313.0	1,988.5	1,223.0	2.25	295	54.9
23	568	96,947.0	2,127.0	1,308.0	2.19	313	55.1
24	559	97,770.5	2,218.5	1,361.0	2.27	311	55.6
25	636	102,185.5	2,316.5	1,454.5	2.27	326	51.3
26	645	103,026.5	2,325.5	1,466.0	2.26	345	53.5
27	650	105,582.5	2,447.0	1,499.0	2.32	346	53.2
28	651	106,765.0	2,467.0	1,541.0	2.31	370	56.8
29	652	109,582.5	2,632.5	1,600.0	2.40	382	58.6
30	737	115,393.0	2,774.0	1,640.0	2.40	417	56.6
令和元	748	117,215.5	2,757.0	1,629.0	2.35	427	57.1
2	739	118,242.5	2,888.0	1,675.0	2.44	435	58.9
3	765	119,244.5	3,018.5	1,641.5	2.53	441	57.6
4	771	119,494.5	2,959.0	1,609.5	2.48	449	58.2

(注)

- 法定雇用率は、①昭和 35 年から現場の事業所 1.1%、事務の事業所 1.3%、②昭和 43 年から 1.3%、③昭和 51 年から 1.5%、④昭和 63 年から 1.6%、⑤平成 10 年7月から 1.8%、⑥平成 25 年4月から 2.0%、⑦平成 30 年4月から 2.2%、⑧令和3年3月1日から 2.3%。
- 法定基礎労働者数とは、常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率により控除を行った後の常用労働者数である。また平成 23 年からは短時間労働者(20 時間以上 30 時間未満)を 0.5 人で算定している。
- 障害者数は、次に掲げる者の合計である。  
 昭和 63 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者。  
 平成 5 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者。  
 平成 18 年～ ⇒ 身体障害者(重度はダブルカウント)、知的障害者(重度はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は 0.5 カウント)。  
 平成 23 年～ ⇒ 身体障害者、短時間重度身体障害者、知的障害者、短時間重度知的障害者、精神障害者は 1 カウント、重度身体障害者、重度知的障害者はダブルカウント、短時間身体障害者、短時間知的障害者、短時間精神障害者は 0.5 カウント。  
 平成 30 年～ ⇒ 精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分としてカウントされる。  
 ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
 ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

地方公共団体等における障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

① 機 関	報告年	② 機関数	③ 職員総数	④ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	⑤ 障害者数	⑥ 実雇用率 (%)	⑦ 雇用率達成機関数	⑧ 達成割合 (%)	⑨ 不足数
	令和3年	1	4,538.5	4,306.5	131.5	3.05	1	100.0	0.0
福井県警察本部 (2.6%)	令和4年	1	2,159.0	407.0	16.5	4.05	1	100.0	0.0
	令和3年	1	2,181.0	421.0	17.5	4.16	1	100.0	0.0
福井県教育委員会 (2.5%)	令和4年	1	7,852.0	5,497.0	150.0	2.73	1	100.0	0.0
	令和3年	1	7,885.5	5,520.5	108.0	1.96	0	0.0	30.0
市町等の機関 (2.6%)	令和4年	23	12,688.0	11,105.5	293.0	2.64	18	78.3	7.5
※詳細は第6表に掲載	令和3年	24	12,656.5	11,103.5	275.0	2.48	15	62.5	22.5
地方独立行政法人 福井県立大学 (2.6%)	令和4年	1	249.5	176.5	4.0	2.27	1	100.0	0.0
	令和3年	1	242.5	172.5	6.0	3.48	1	100.0	0.0

(注)

- 1 機関欄の( )内数値は法定雇用率
- 2 各機関の下欄の数値は前年6月1日現在の集計値
- 3 ④欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 4 ⑤欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 ⑥欄の実雇用率=⑤/④
- 6 ⑨欄の「不足数」とは、④欄の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から⑤欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## 全公的機関における障害者の雇用状況

令和4年6月1日現在

	①法定雇用 障害者数の 算定の基礎と なる職員数	②障害者数		③実雇用 率	④不足数		※特例認定 について	備 考
		(令和4年)	(令和3年)		(令和4年)	(令和3年)		
<b>市町等合計</b>	<b>11,105.5</b>	<b>293.0</b>	275.0	<b>2.64</b>	<b>7.5</b>	22.5	13市町	
福井市	2,802.5	77.5	67.5	2.77	0.0	4.5	特例認定あり	
越前市	913.0	26.0	27.0	2.85	0.0	0.0	特例認定あり	
鯖江市	711.0	17.0	15.5	2.39	1.0	1.5	特例認定あり	
大野市	453.0	12.0	11.5	2.65	0.0	0.0	特例認定あり	
勝山市	365.0	14.0	13.0	3.84	0.0	0.0	特例認定あり	
敦賀市	907.0	22.0	19.0	2.43	1.0	4.0	特例認定あり	
小浜市	471.0	12.5	12.0	2.65	0.0	0.0	特例認定あり	
あわら市	451.0	13.0	13.0	2.88	0.0	0.0	特例認定あり	
坂井市	838.0	17.5	16.5	2.09	3.5	4.5		
永平寺町	314.0	10.5	8.5	3.34	0.0	0.0	特例認定あり	
越前町	344.0	11.0	11.0	3.20	0.0	0.0	特例認定あり	
池田町	104.5	3.0	3.0	2.87	0.0	0.0		
南越前町	228.5	5.0	6.5	2.19	0.0	0.0	特例認定あり	
美浜町	180.0	4.0	4.0	2.22	0.0	0.0		
若狭町	157.5	4.0	7.0	2.54	0.0	0.0	特例認定あり	
おおい町	272.5	7.5	8.0	2.75	0.0	0.0	特例認定あり	
高浜町	196.5	5.5	3.5	2.80	0.0	1.5		
市立敦賀病院	370.5	8.0	7.0	2.16	1.0	2.0		
公立小浜病院組合	559.0	13.0	12.5	2.33	1.0	1.5		
坂井市立三国病院	96.5	2.0	2.0	2.07	0.0	0.0		
坂井市教育委員会	224.5	5.0	4.0	2.23	0.0	1.0		
永平寺町教育委員会	-	-	0.0	-	-	2.0		
美浜町教育委員会	74.0	1.0	1.0	1.35	0.0	0.0		
高浜町教育委員会	72.0	2.0	2.0	2.78	0.0	0.0		

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。  
また、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。  
①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること  
②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ③欄の実雇用率=②/①
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- ※特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %  
(43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
    - 労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
    - 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %  
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %  
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること



## ◎ 除外率制度について

### ○民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成 14 年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成 22 年 7 月 1 日から、すべての除外率設定業種について、除外率を 10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは、平成 16 年 4 月 1 日)

### ○国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成 16 年 4 月 1 日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成 22 年 7 月 1 日から当該除外率を一律 10%引き下げている。